なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。

［ｂ～ｉ　略］

［削る。］

⑵⑺　役員・従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意⑷⑹に準じて記載すること。

⑵⑻　［略］

⑵⑼　株式の種類等

第二号様式記載上の注意⑷⑻に準じて記載すること。

⑶⓪　株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意⑷⑼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑷⑼中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

⑶①　取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意⑸⓪に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸⓪中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

⑶②　株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第二号様式記載上の注意⑸①に準じて記載すること。

⑶③　取得自己株式の処理状況及び保有状況

第二号様式記載上の注意⑸②に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸②中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

⑶④　配当政策

ａ　配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産である場合にはその内容を記載し、当該場合において当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えているときは、その内容についても記載すること。

また、会社法第454条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めた場合には、その旨を記載すること。

ｂ　当事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をした場合には、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。

ｃ　［略］

⑶⑸　株価の推移

第二号様式記載上の注意⑸④に準じて記載すること。

⑶⑹　役員の状況

［ａ～ｆ　略］

［ｂ～ｉ　同左］

⑵⑺　ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意⑷⑺に準じて記載すること。

(27－２)　従業員株式所有制度の内容

第二号様式記載上の注意(47－２)に準じて記載すること。

⑵⑻　［同左］

⑵⑼　株式の種類等

第二号様式記載上の注意⑷⑼に準じて記載すること。

⑶⓪　株主総会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意⑸⓪に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

⑶①　取締役会決議による取得の状況

第二号様式記載上の注意⑸①に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「最近期間」とあるのは「当期間」と読み替えるものとする。

⑶②　株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容

第二号様式記載上の注意⑸②に準じて記載すること。

⑶③　取得自己株式の処理状況及び保有状況

第二号様式記載上の注意⑸③に準じて記載すること。この場合において、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

⑶④　配当政策

ａ　配当政策については、配当（相互会社にあっては、契約者配当）の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、配当の決定機関、当事業年度の配当決定に当たっての考え方及び内部留保資金の使途について記載すること。

なお、配当財産が金銭以外の財産であるときはその内容を記載し、当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利を与えている場合にはその内容を記載すること。

また、会社法第454条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款で定めたときは、その旨を記載すること。

ｂ　当事業年度に会社法第453条に規定する剰余金の配当（以下「剰余金の配当」という。）をしたときは、当該剰余金の配当についての株主総会又は取締役会の決議の年月日並びに各決議ごとの配当金の総額及び１株当たりの配当額を注記すること。

ｃ　［同左］

⑶⑸　株価の推移

第二号様式記載上の注意⑸⑤に準じて記載すること。

⑶⑹　役員の状況

［ａ～ｆ　同左］